平成２３年（フ）第２号
宮崎県小林市細野2901番地７、前住所宮崎県都城市高崎町前田316番地２
債務者　福田　亜弥
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１４号
宮崎県都城市久保原町11街区26号
債務者　後野　直樹
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２号
鹿児島県大島郡和泊町大字喜美留351番地
債務者　木下タカヨ
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３６号
京都府宇治市小倉町南浦21番地の63
債務者　松本　直喜
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地４―101
債務者　柳憲一こと　楊　　憲模
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
京都市下京区六条通油小路東入卜味金仏町178番地２
債務者　長谷川久洋
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
松江市比津が丘２丁目７番２―304号　市営比津が丘アパート２
債務者　安井　行香
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
広島県呉市広大新開２丁目19番６―205号
債務者　川原　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５号
広島県呉市広大新開２丁目19番６―205号
債務者　川原　加代
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１３号
広島県呉市広古新開１丁目11番63号
債務者　宇都宮孝子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６号
広島県呉市焼山南１丁目８番23号
債務者　山下　隆介
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２１号
広島県呉市焼山中央２丁目12番15号
債務者　梅川　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２２号
広島県呉市下蒲刈町下島3438番地の９
債務者　松浦　　直
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２８号
長野県中野市大字吉田102番地５　サンガーデン中野ⅡＣ棟201、前住所長野県下高井郡木島平村大字穂高2669番地
債務者　大西惠美子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県川西市清流台７番14号、前住所京都府京都市西京区桂野里町１番地12
債務者　岸川　　香
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県川西市東畦野３丁目17番22号　106、前住所大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目18番地の11
債務者　田中　寛治
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県宝塚市山本台３丁目１番６号
債務者　中尾　美樹（旧姓西）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部